

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

平取ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成24年9月10日までに検討の場を5回開催した。

第1回検討の場において確認された検討の場の規約をP6-8～P6-9に示す。また、表6.1-1はそれぞれこれまでの検討の場の開催状況を示す。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成22年12月20日に開催した第1回検討の場から平成24年9月10日に開催された第5回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

1) 第1回検討の場

〔北海道〕 田中土木局長(代理)

- ・昭和57年度から建設事業に着手され、30年近く過ぎているということは私どもも承知している。北海道としてもこれまで地域の方々から、抜本的な治水対策、水道水の確保、ダムに対する熱い思いをいただいているところである。
- ・今後の検証についてできるだけ早く対応方針を示していただくとともに、対応方針の決定に当たっては、この事業にかかわる方々の意見を広く聞かれてご判断いただきたい。

〔平取町〕 川上町長

- ・個別ダムの検証の進め方において、まとめの期間が定められていないが、いつごろを目処に対処方針を決定しようとしているのか。
- ・突然にやってくる洪水のように、生命、財産にかかわる問題がこのように頻繁に発生している中で、待ったなしの対応が求められている。最近では洪水の頻度も増加しており、特に平成15年台風10号については、家屋、農地、さらには精魂込めて育てた牛などの家畜が鳴きながら濁流にのみ込まれていったあの悲しみと恐怖を忘れることはできない。さらに、平成18年8月にも集中豪雨が発生し、合わせて約100億を超える被害が発生した。また、平成22年も8月に貫気別地区で避難勧告をしており、なんとしてもこの洪水の脅威から住民を解放してやらなければならないと常々思っているところである。
- ・これまでも河川整備計画策定時に関連機関で組織した流域の委員会で十分検討されたものが多く、今後の検証でも同様のことが繰り返され、膨大な時間を要するのではないかと懸念している。
- ・夢と希望を持っている地域を切り捨てることなく、一日も早く安全で安心できる地域づくりをしていただきたい。そのためにも沙流川総合開発事業の洪水調節機能は2ダ

ム1事業で発揮されるものであり、平取ダムの早期完成を強く町民が望んでいる。

- ・本体工事はもとより豊糠地区についてもいつも雨が降るたびに道路が決壊して、陸の孤島化する状況にある。附帯する取り付け道路の進捗についてもご配慮願いたい。

〔日高町〕三輪町長

- ・平成15年の大きな災害というものを振り返った中で、下流に市街地を有している我が町として、一刻も早く2ダム1事業として効果を発揮する平取ダムの完成を早期にお願いしたい。住民が安心して生活できる、一刻も早いダムによる洪水調節が必要であると思っている。
- ・今日の検討の場については、過去数十年も前から十分検討されてきた方法として現在に至ってきたと理解している。これから再検討をして実行となれば、時間の問題が一番心配である。一刻も早い沙流川の洪水に対する住民の安心感というものが重要である。
- ・ダムに頼らない方法として、いろいろな方法が考えられるが、見直し等々を含め、膨大な時間・膨大な額が必要であると思う。時間の関係を含め、コストの面からも、平取ダムの早期完成を目指すことが一番ベターであると考えている。

2) 第2回検討の場

〔北海道〕久野河川課長(代理)

- ・沙流川に係る治水・利水の対策は喫緊の課題であることから、今回の検証について、できるだけ速やかに対応方針を示していただけるようお願いしたい。
- ・また、対応方針の決定に当たっては、この事業にかかわる方々の意見を広く聞かれるとともに、必要に応じて説明をお願いしたい。

〔平取町〕川上町長

- ・平成15年の台風10号については、二風谷ダムの洪水調整により破堤を防ぎ、また、危険流木を捕捉し下流の被害を最小限に防いでいる。また、二風谷ダムの上流の貫気別地区は平成15年に大きな被害が発生しており、平成22年も豪雨で避難勧告をしている地区であるが、平取ダムの建設は、上流でも効果が期待でき、町民の安全・安心に重要な整備でないかと考えている。
- ・平取ダムの計画については、既に用地買収、地元の協議、合意とも整っており、本體工事前まで進んでいる。あとわずかだ住民の安全・安心が守られるというところなので、これらについて簡単に変更できるのか非常に疑問。
- ・平取ダム事業の点検ということで、堆砂計画の件については次回までに説明となっているが、二風谷ダムの堆砂の実態の検証についてもあわせて説明願いたい。
- ・遊水地、部分的に低い堤防の存置、あるいは二線堤は、ダム建設の効果と同じレベルアップをすればしたほどの程度の具体的な農地等の犠牲を払わなければならないのか明確にしていきたい。
- ・災害はいつ何どきやってくるかわからないので、こういった検討の場についてはスピ

ード感を持って検証をしていただきたい。

- ・新規利水の観点について、日量 1,200m³の水道用水については、これは町民の大切な水源であり、その負担についても既に完了しているので、これらについても十分考慮しながら検討をしていただきたい。

〔日高町〕 三輪町長

- ・二風谷ダムの堆砂の関係については予測において長期的に安定に向かっているということで聞いているところである。どうして安定に向かっているのかという部分については当時説明いただいたので、理解しているつもりであるが、現状と今後の見通しについて是非説明をお願いしたい。
- ・ダムに頼らない複数の対策については、莫大な費用、そして何よりも膨大な時間がかかるということで、平取ダムの建設に早期に着手してほしいとお願いしてきた。
- ・26 案のすべてにおいてこれから検討というには時間等々の関係もあるので、地域に合った形で少し絞り込んではどうか。
- ・決壊しない堤防、決壊しづらい堤防については検討の余地がないのではないかと。高規格堤防は現状の富川市街のことを考えると、無理ではないか。
- ・排水機場の整備は内水対策の部分としては非常に効果があるが、すべて国の力でやるのだというのであればいいが、そうでなければ樋門の拡幅だとか、あるいはポンプ車の増設ということを検討したほうがいいのではないかと。
- ・雨水の貯留施設あるいは雨水の浸透施設は町でやれといっても非常に無理があると思う。
- ・保険の話も、保険で始末をつけるという意見は、全然納得できるものではないと思っている。
- ・ダムの有効活用として北電の岩知志ダムと奥沙流ダムについて話があったが、現在、洪水調整能力があるのか聞きたい。また、洪水時の放流について北電さんと取り決めがあるのか。
- ・遊水地、調整池は、どこに、何カ所、どの程度の面積なのかを心配している。
- ・放水路は、非常に狭い地域の中で市街地が張りついているため、富川の真ん中に放水路をつくるということについては非常に難しい。
- ・河道の掘削は、一旦出水してしまったら、またもとに戻ってしまうのではないかと。
- ・内水の対策関係についても考えなければならないため、この堤防のかさ上げは、非常に無理があるのではないかと。
- ・この 26 の案については非常に現実性がないのではないかと感じている。現計画であるところのやはり二風谷ダムと平取ダムの 2 ダム 1 事業による治水案が最良であると思っている。

3) 第3回検討の場

〔北海道〕久野河川課長(代理)

- ・今後行われるパブリックコメント等で幅広く意見を聞いてもらいたい。
- ・今後の手続の詳細が見えない中、地元の方々も不安を抱かれているという状況があるので、できるだけ早く結論を出してもらいたい。

〔平取町〕川上町長

- ・額平川流域の崩壊地については、土砂の対策等、何がしかの対策が必要と常々考えている。今後、ハード面、そしてソフト対策の両面からの対応が重要である。
- ・26 方策から 7 つの方策に絞り込んでいるが、明らかに河川整備計画のダム＋河道改修が、かかる費用についても安価であり、早期の治水対策効果がある。
- ・平取ダムの洪水調節効果の 1,000m³/s 分について、代替する複数の対策案を出しているが、総じて河道掘削、あるいは堤防のかさ上げ、それから遊水地等々の組合せ案で受け持つことは、沙流川流域の地域性からいって現実的ではなく、地域の合意を得ることは極めて難しいと感じた。
- ・その理由の 1 点として、沙流川流域については、両方をがけに挟まれた狭隘な地域で、わずかな農地を利用しながら生活をしており、大切な生活基盤を犠牲にするのは、地域事情からいって現実的ではない。
- ・2 点目として、堤防のかさ上げについては、一部だけを補強しても他のところに被害が出ることから、全川にわたって用地買収をして堤防を大きくしなければならぬため、時間も費用もかかる。さらに、橋梁も全てかさ上げし、あるいは、堤防につながる道路の取りつけも全てやりかえしなければならぬ。遊水地の案は、農地等を犠牲にした対策であり、流域住民の理解を得ることは極めて困難ではないか。
- ・3 点目には、平取ダム建設予定地の下流の貫気別の市街地があり、平取ダムで額平川の水位を下げて貫気別川の流れをスムーズにすることによって、貫気別市街地の被害を最小限度に防ぐことにもなり、下流の日高町まで洪水調節をされるものでもあり平取ダムの建設は極めて重要と思っている。
- ・4 点目は、平取ダムの建設については、用地・家屋移転は既に完了しており、ダム本体、附帯道路等の工事のみで、本体着工後約 7 年程度での完成が見込まれており、早期の治水効果がある。
- ・平取町としては、水道用水ということで、1 日最大給水量 1,200m³の取水権利を既已取得しており、現在使用している。当初計画どおりの水道水の確保をお願いしたい。
- ・ダムに頼らない治水対策案については、理論的には成り立っても、現実には地域性があることを十分理解していただきたい。地形が平野でゆったりしているところであれば可能かもしれないが、川が極めて急流であり、現在進められている沙流川総合開発事業の 2 ダム 1 事業として二風谷ダム、平取ダムの両ダムを完成して初めて洪水調整機能を発揮するものと考えている。
- ・本来、ダムが必要か否かについては、最終判断を下すのは洪水被害を受け、洪水の恐ろしさを一番知っているそこに住んでいる地域住民である。次の世代に安全・安心な

町を引き継ぐことは使命である。

- ・災害は待ったなしでやってくる。時間だけが経過して、最終の結論に時間がかかることは許されることではない、迅速な方針決定が望まれる。

〔日高町〕三輪町長

- ・現計画時にシミュレーションした堆砂状況に近づきつつあるということだが、まだ空き堆砂容量に余裕があるということもあり、ダムของ河床についても一定に推移をしているということで、ダム機能に影響がないことを知り、大変安心した。しかし、上流の山腹の崩壊があるので今後も詳細な調査をしていただきたい。
- ・説明を聞いた時に、かねてから話しているとおりの、投資的な経費のリスク、時間的なリスク、そしてまた、住民の安全を一刻も早く担保するためには、平取ダムの建設に勝る方策はないと改めて感じている。
- ・流下面積を確保するために、いわゆる引堤による方法が一番有効ということだと思うが、300戸の農家の方々を移転させたり、200ヘクタールを超えるような農地を消滅させてしまうということでは、到底、農家の協力は得られないと思っている。
- ・堤防のかさ上げについては、橋梁の改築だけではなく、内水対策の関係についても抜本的に見直さなくてはならないが、地方負担を求められても対応ができない。
- ・放水路の組合せは、地形や用地の確保、あるいは家屋等の移転補償を考えると、実現性は薄い。
- ・遊水地の設置については、用地の確保は本当に不可能。
- ・ダムの有効活用として、二風谷ダムのかさ上げ、岩知志ダムのかさ上げがあるが、事業費は大変大きくなるだろうと思うし、その割に効果も満足にできないのではないかと。
- ・雨水の貯留施設とか雨水の浸透施設は、費用の割に効果が少ない。
- ・何回開かれても意見が変わることはない。ダムしかない。それ以外に何か良い方法があるのであれば、パブリックコメントで皆さんからしっかり意見を聞いていただきたい。
- ・できるだけ早く結論をまとめて、方針を決めて、実施に向けて進んでいただきたい。

4) 第4回検討の場

〔北海道〕片沼政策調整担当課長(代理)

- ・平成23年の3月11日に大震災があり、7月には新潟や福島などで豪雨、本道でも、9月に台風12号によって全道各地で被害があったところであり、防災対策の重要性が再認識されたと思う。沙流川流域に住んでおられる方々の安全・安心を確保するためにも、一刻も早く検証を終えて、国に対応方針を決定していただいて、早急にこの沙流川の治水対策に取り組んでいただきたい。
- ・今後、学識経験を有する者または関係住民などから意見聴取をやっていくということで、幅広くさまざまな方からご意見をいただいて、住民の皆様が抱えている不安等をできる限り払拭していただきたい。

〔平取町〕 川上町長

- ・ダム以外の代替案との比較が行われているが、これ以上の土地等の提供については現実的ではなく、理解を得るのは容易ではないし、相当の時間を要することを懸念している。時間等も評価に加味した場合に、ダム以外の代替案の実現性を疑わずにはいられない。
- ・堤防のかさ上げ等につきましては、平成15年の台風10号の教訓から、局地的な豪雨が発生した場合に、河道の水位が今現在以上に高くなって堤防が破堤した場合、大変危険であり、被害も甚大であると懸念している。
- ・平取ダム建設のコストが一番安価であることが比較検討の中で明確になっており、また、利水者負担金について、平取町、日高町は全額納入済みである。
- ・4回目の検討の場で示されたそれぞれの評価軸ごとの評価からも、平取ダムの建設が最善の策であると思っている。
- ・平取ダムの計画については、必要な民有地、家屋等の移転も地域の協力を得ながら、既に完了して準備は盤石。着手して10年以内に完成するという実現性のめどが立っており、30年間、地域住民は安全・安心を求めて待ち続けている。地域に住んで、災害と闘ってきた地域住民の声をしっかり受けとめていただきたい。
- ・世界各地での異常気象のせいか、大変大きな災害が頻繁に発生しており、本当に災害は待ったなしでやって来る。平成22年も、平取町内では、前線と台風によりまして住民の避難勧告をしており、一日も早く現実的な対応方針を速やかに出していただきたい。

〔日高町〕 三輪町長

- ・治水では6案、利水では5案、流水の正常な機能の関係では4案に絞り込み、ダム案が最も有効な方法だと改めて感じたところである。我々市町村長としては、災害の関係から地域の住民の方々の安全をしっかり守ることについては、最も重要な責務であると思っている。

5) 第5回検討の場

第5回検討の場終了後に記載

表 6.1-1 検討の場の開催状況

開催日	議事
第1回検討の場 平成22年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・規約について ・今後の検討の進め方について ・流域の概要について
第2回検討の場 平成23年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業等の点検について ・複数の治水対策案の立案について ・新規利水の観点からの検討について ・流水の正常な機能の維持の観点からの検討について
第3回検討の場 平成23年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業等の点検について ・複数の治水対策案の立案及び概略評価について ・複数の利水対策案（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の立案及び概略評価について ・パブリックコメントの実施について
第4回検討の場 平成24年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業等の点検について（雨量等データ点検） ・パブリックコメントの結果について ・パブリックコメント等を踏まえた治水対策案及び利水対策案の立案及び概略評価（案）について ・治水対策案及び利水対策案の評価軸ごとの評価（案）について
第5回検討の場 平成24年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・沙流川総合開発事業平取ダムの目的別の総合評価（案）及び沙流川総合開発事業平取ダムの総合的な評価（案）について ・意見聴取の進め方について

沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は、「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「再評価実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省北海道開発局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙で構成される。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第5条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場は傍聴することができる。なお、傍聴者は意見を述べることはできない。
- 3 検討の場に提出した資料は、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料は、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討の場の事務局は、国土交通省北海道開発局建設部及び室蘭開発建設部に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第7条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月20日から施行する。

「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

北海道知事

日高町長

平取町長

【検討主体】

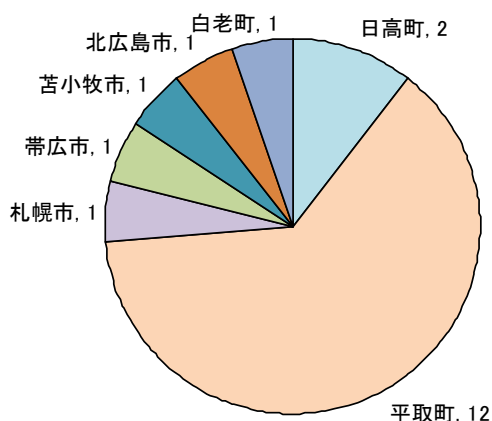
北海道開発局長

(注) 代理出席を認めるものとする。

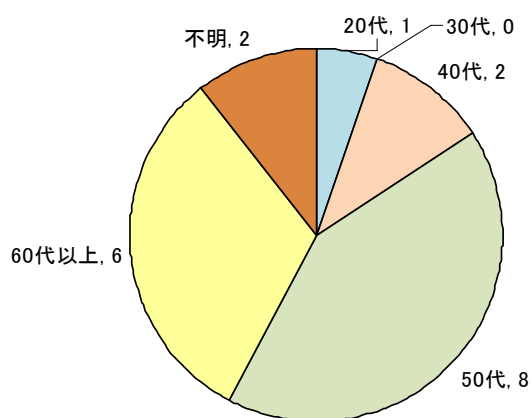
6.2 パブリックコメント

沙流川総合開発事業平取ダムの検証においては、関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている主要な段階である、複数の治水対策案、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価及び抽出を行った段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおりである。

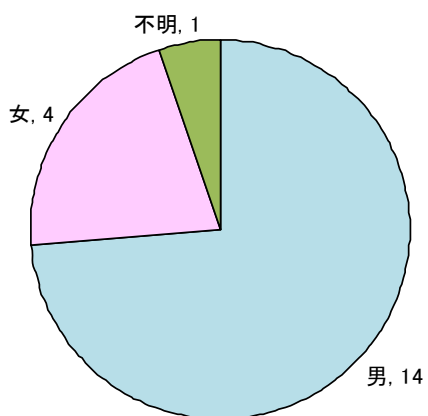
- 1) 意見募集対象：「第3回検討の場で立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案」及び「第3回検討の場で示した複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見」
- 2) 募集期間：平成23年6月10日（金）～平成23年7月11日（月）まで
- 3) 意見の提出方法：郵送、FAX、電子メール
- 4) 資料の閲覧方法：北海道開発局「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページ掲載
閲覧場所 北海道開発局室蘭開発建設部 治水課
室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所
室蘭開発建設部 沙流川ダム建設事業所
室蘭開発建設部 二風谷ダム管理所
日高町役場
日高町役場日高総合支所
平取町役場
- 5) 意見提出者：19（個人19）のご意見を頂いた。意見提出者の市町別、年代別、性別の割合を以下に示す。
- 6) パブリックコメントに寄せられたご意見
パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、平取ダム検証の参考とした。



	意見数	備考
流域市町村	14	日高町 2、平取町 12
流域外市町村	5	札幌市 1、帯広市 1 苫小牧市 1、北広島市 1 白老町 1
計	19	



	意見数	備考
20代	1	
30代	0	
40代	2	
50代	8	
60代以上	6	
不明	2	
計	19	



	意見数	備考
男性	14	
女性	4	
不明	1	
計	19	

図 6.2-1 意見提出者の属性

表 6.2-1 寄せられたご意見と検討主体の考え方

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】 No. 1		
【具体的な治水対策案のご提案】		
治01	<p>二風谷ダム、岩知志ダム及び奥沙流ダムの有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムの有効活用を検討するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、二風谷ダム、岩知志ダム及び奥沙流ダムの有効活用を含む治水対策案を追加で検討しています。 ＜追加した治水対策案の概要＞ ・二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダムに堆積した土砂を掘削するとともに、水力発電のためのダムである岩知志ダム及び奥沙流ダムの容量を買い上げ、ゲートの改築を行う。 ・河川の流下断面積が不足する箇所において、堤防のかさ上げ(沙流川で最大0.5m)、河道の掘削(沙流川で約270万m³、額平川で約250万m³)、河道内の樹木の伐採を行う。
治02	<p>二風谷ダムの排砂による洪水調節容量の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダムに排砂ゲートを設置し、堆砂量を減らし、洪水調節容量を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、排砂ゲート設置と同等の効果を発揮することが可能と考えられる二風谷ダムの既設のオリフィスゲートを活用する方策を含む治水対策案を追加で検討しています。 ＜追加した治水対策案の概要＞ ・二風谷ダムに堆積した土砂を掘削し、水道用水の供給及び流水の正常な機能の維持に影響のない比較的小さい流量の多い時期に既設のオリフィスゲートを開門して、できるだけ堆砂量を減らすことにより洪水調節容量を確保する。 ・河川の流下断面積が不足する箇所において、堤防のかさ上げ(沙流川で最大約0.5m)、河道の掘削(沙流川で約280万m³、額平川で約250万m³)、河道内の樹木の伐採を行う。

表 6.2-2 寄せられたご意見と検討主体の考え方
 パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】 No. 2

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治03	<p>額平川の頭首工の移設等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・額平川にある荷負本村頭首工を300メートル下流へ移設することにより水位を下げるとともに、流木発生を防止するため、額平川の支川の立木の伐採、倒木の整理等を営林政策にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と回程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づいて「平取ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。 ・「平取ダムを含まない治水対策案」においては、額平川の流下断面を広げて水位を下げるため、河道の掘削を行うとともに荷負本村頭首工等の改築を行うこととしており、ご意見の趣旨の方策が含まれています。なお、流木発生抑制については、平取ダムの有無にかかわらず、関係機関と調整を図りながら取り組んで参ります。 ・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-1」に示しています。

表 6.2-3 寄せられたご意見と検討主体の考え方
パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】 No.3

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
治04	<p>複数の治水対策案の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の治水計画は、台風10号をもとに検討するべきであり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている26方策を機械的に組合せて、形式的に検討しても実際の治水対策にならない。 ・複数の治水対策案は地元の事情に即したものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沙流川水系河川整備計画では、戦後最大洪水である平成15年8月の台風10号による洪水と同規模の洪水流量が発生しても計画高水位以下で洪水を流下させ、氾濫の起こらない川づくりを目標としています。 ・また、「ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。(略)幅広い方策を組み合わせて検討する。(略)河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することとする。」と規定されており、これに基づき沙流川流域の特性に応じた治水対策案を立案しています。 ・上記の内容については、「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料3」に示しています。
治05	<p>関係地方公共団体からなる検討の場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域住民から直接意見を聴く検討会に替えた方が良い。 ・専門家の意見はダム建設に批判的な意見も取り入れるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間取りまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間取りまとめ(案)」に関する意見募集等の結果についてとして同年9月に公表されています。 ・ここでは「関係地方公共団体からなる検討の場」は、設置すべきではない。」というご意見に対し、「今回の個別ダムの検証に当たっては、治水対策案についてこれまでの河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討すること等が重要であると考えられています。このような検討を的確に進めるためには、当該地域の土地利用や住民の安全等について様々な法令等に基づいて行政上の責任を有する関係地方公共団体の長と密接な連携を図ることが重要であり、関係地方公共団体からなる検討の場を設置することが必要であると考えられています。」との同有識者会議の考え方が示されています。

表 6.2-4 寄せられたご意見と検討主体の考え方
 パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】 No. 4

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治06	<p>二風谷ダムの堆砂について</p> <ul style="list-style-type: none"> 二風谷ダムの貯砂ダムの含めた総貯水容量と堆砂容量を具体的数値で示すべき。 窪地について堆砂容量を変更するときに説明が無かった。説明して欲しい。 二風谷ダムはこれ以上堆砂は進まないと言明してきたが、この説明は撤回したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 二風谷ダムの総貯水容量は3,150万m³、堆砂容量は1,430万m³であり、これらの値には貯砂ダムよりも上流の貯水池内の容量も含まれています。 二風谷ダムの堆砂容量は1,430万m³ですが、建設時の場体に使用する骨材や管理用道路等の建設に使用した土砂掘削や砂利採取等により、堆砂容量とは別に窪地の容量が約480万m³生じています。これまでも、ダムの運用開始後に堆砂した量については、上記の窪地に堆砂した量も含めた値を公表しています。 (参考)平成21年度北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会 二風谷ダム定期報告書概要版 http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kasen/kaw_dam_followup_21.html 上記にて公表した資料については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料3-1」に示しています。 なお、これまで、堆砂形状は長期的には安定に向かい、堆砂の進行が緩やかになることを説明しています。「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料1」において、平成22年までの二風谷ダムの堆砂状況については、シミュレーションで予測した堆砂形状に近づきつつあり、堆砂の進行は緩やかになっていることを示しています。
治07	<p>平取ダムの堆砂について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平取ダムの堆砂量推定について、第3回検討の場の資料を見ると、平成9年から平成15年について検討したように見受けられるので、この期間における平取ダムへの流入土砂量、融雪期ゲート開放時に流出する土砂量また、融雪期に放出される粒径分布を教えてください。 黒部川の出し平ダムと平取ダムの排砂ゲートの幅や高さを教えてください。平取ダムの排砂ゲートが小さいのであれば、平取ダムの排砂が十分行われる確率を説明して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料2」において、平成9年から平成15年の二風谷ダム地点の堆砂量等の再計算結果を示していますが、この期間については、平取ダム地点の流入土砂量等を算出せず、二風谷ダム上流地点で一括して上流域からの流入土砂量を与えています。なお、平取ダム地点の流入土砂量等については、平成27年から平成126年までの期間を算出しており、この期間の流入土砂量は平均して約102万m³/年になると考えています。また、このうち、融雪期開放設備を閉鎖している期間における流出土砂量は平均して約37万m³/年、粒径は礫(2mm以上)3%、砂・シルト(2～0.005mm)83%、粘土(0.005mm以下)15%の割合になると考えています。 出し平ダムにおいては、5m×5mの排砂設備を2条有しており、6月から8月の期間で、出水時等にあらわして水位を下げ、ダム湖を数時間程度空にして、排砂・通砂を行う運用となっております。一方、平取ダムにおいては、約5m×約5mの融雪期開放設備を1条設置することとしており、土砂移動が盛んな融雪期間に、ダム湖を空にして、水を貯めることなく水や土砂をそのまま運用を考慮しています。 出し平ダムと平取ダムでは、ダムの運用や流域の状況が異なるため、設備の大きさのみで両ダムの比較はできませんが、平取ダムについては「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料2」に示したとおり、上記の運用を行うことを前提として平取ダムの堆砂量を予測した結果、現計画の堆砂容量130万m³を上回らないことを確認しています。

表 6.2-5 寄せられたご意見と検討主体の考え方
パブリックコメント 意見募集期間【H23. 6. 10～H23. 7. 11】 No. 5

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治08	<p>二風谷ダム・平取ダムの洪水調節について</p> <ul style="list-style-type: none"> 二風谷ダムの堆砂の進行に伴い、二風谷ダムの洪水調節容量が減少し、平成15年8月と同じ規模の降雨があった場合、当時と同様な洪水調節機能を発揮できない。 二風谷ダムの集水域は広く、平取ダムのそれは狭いのに、洪水調節容量は逆にっていて、開発局が述べるように治水が働くとは思えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年8月の洪水時は当時の計画規模を超えた洪水に対して、二風谷ダム単独で異常洪水時防災操作を行った結果、最大流入量約6,100m³/sに対して最大放流量を約5,500m³/sとし、約600m³/sの洪水調節をしています。 当該洪水の発生を踏まえ、「二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画」を見直し、二風谷ダム、平取ダムの洪水調節容量をそれぞれ1,980万m³、2,530万m³からそれぞれ1,720万m³、4,380万m³に変更しています。平成15年8月洪水と同程度の洪水流量に対して、上流の平取ダムで二風谷ダムの流入量を減らし、二風谷ダムで防災操作を行うことにより、最大流入量約5,100m³/sに対して最大放流量約4,500m³/sとし、約600m³/sを洪水調節することとしています。 上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料3-2」に示しています。 また、二風谷ダムの堆砂量については、平成22年度末において計画堆砂量まで約330万m³の余裕があり、上記の二風谷ダムの洪水調節容量1,720万m³は確保されています。また、二風谷ダムの堆砂形状はシミュレーションで予測した形状に近づきつつあり、堆砂の進行は緩やかになっています。 二風谷ダム及び平取ダムは、各ダムの洪水調節容量を用いてダムへの流入量よりも放流量を少なくすることによって洪水調節を行うため、集水域の大小関係と洪水調節容量の大小関係は一致しません。平取ダムは、二風谷ダムより大きい洪水調節容量を用いて、洪水調節することとしています。
治09等	<p>「平取ダムを含む治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの経緯、コスト、実現性等を考えるとダム建設が最も優位な治水対策案と考える。 (ダム建設予定地の)民有地の買収及び家屋移転は完了している。 最大の環境破壊となるダムに頼る愚をやめるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性(略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 なお、平取ダム建設予定地の民有地の買収及び家屋移転の状況については評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」において、また、平取ダムの環境への影響については評価軸「環境への影響」において評価しています。 上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。

表 6.2-6 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23. 6. 10～H23. 7. 11】	No. 6
<p>意見番号</p> <p>ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)</p> <p>「平取ダムを含まない治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の掘削については、平取町下流の河道内の対策が中心であり、新たに大きく用地買収を行う必要はない。 ・堤防のかさ上げについては、計画高水位が上昇するため、万一破堤した際被害が大きくなるため、地域の合意形成が必要となる。 ・遊水地については、補償費がさほど大きくなく、治水対策案に取り上げるべきである。 <p>等</p>	<p>検討主体の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目において、「河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。」「治水対策案が多い場合には、(略)概略評価を行うことにより、2～5案程度の治水対策案を抽出する。」「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・「河道の掘削」を含む治水対策案において、「河道の掘削」のために新たに大きな用地買収を行う必要はありませんが、発生する残土の搬出先の土地所有者等の協力を得る必要があります。このことについては、評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力はどうか」において評価しています。 ・「堤防のかさ上げ」を含む治水対策案において、「堤防のかさ上げ」を実施することにより計画高水位が上昇することについては、評価軸「安全度」の「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」において評価しています。 ・「遊水地」を含む治水対策案「遊水地+堤防のかさ上げ+河道の掘削」については、概略評価により抽出し、評価軸ごとの評価を行っています。当該治水対策案においては、遊水地の整備のために約280haの用地買収を行うことを想定しており、これにかかる費用を評価軸「コスト」の「完成までに要する費用はどのくらいか」において評価しています。 ・上記の内容については「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場資料4-1、資料5-1」に示しています。
<p>治10</p>	

表 6.2-7 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】	No. 7
<p>意見番号</p> <p>ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)</p>	<p>検討主体の考え方</p>
<p>「堤防のかさ上げ」の事業費を含む内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「堤防のかさ上げ」を組み合わせた案について、危険度増に対する堤防強化対策(ドレーン工など)や内水対策も費用に見込むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)6)地域社会への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・立案した各治水対策案について、概略評価時は完成までに要する費用に堤防強化対策に係る費用を見込んでおりませんが、評価軸ごとの評価を行うにあたり、堤防強化対策の必要性を検討し、完成までに要する費用に反映させております。 ・また、内水対策については、完成までに要する費用には見込んでおりませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、堤防をかさ上げる区間においては内水排除が困難となり内水対策が必要となる可能性があることについて、評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1、参考資料4」に示しています。
<p>安全度の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針レベルにも対応できるかどうかも評価基準とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)10)目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」と規定されています。 ・これに基づき、治水対策案の評価軸ごとの評価において、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合にどのような状態となるかを評価しています。 ・上記の内容については「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。
治11	
治12	

表 6.2-8 寄せられたご意見と検討主体の考え方

No. 8	パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】	意見番号
<p>ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)</p>	<p>検討主体の考え方</p>	
<p>環境への影響の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ、今の風景を残した治水対策を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)2)景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」と規定されています。 ・これに基づき、治水対策案の評価軸ごとの評価において、景観にどのような影響があるかを評価しています。 ・上記の内容については「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場資料5-1」に示しています。 	<p>治13</p>
<p>平取ダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム案以外の治水対策案は、コスト及び要する時間の観点からも概略評価で棄却し、ダムによる治水を推進すべき。 ・早急なダム建設を望む。 ・平取ダム、二風谷ダム、2つのダムの機能が重なって治水対策をとることができる。 ・ある一定の範囲しか治水に役に立たないダムに頼る愚をやめるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の沙流川総合開発事業平取ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間取りまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、「ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示される」とともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたかと考えています。 	<p>治14</p>
<p>河川整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム検証中であっても、沙流川下流域での河道の掘削、樋門の改築は進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の沙流川総合開発事業平取ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が取りまとめた「中間取りまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、「ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示される」とともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、沙流川の河道改修につきましては順次進めており、平成22年度及び平成23年度は、富川地区の河道の掘削及び新去場樋門、新荷葉樋門の改築等を実施しています。 	<p>治15</p>

表 6.2-9 寄せられたご意見と検討主体の考え方
パブリックコメント 意見募集期間【H23. 6. 10～H23. 7. 11】

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	No. 9 検討主体の考え方
【具体的な新規利水対策案のご提案】		
該当無し		
【複数の新規利水対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
利01	<p>必要な開発量の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高町の人口、産業の減少傾向を踏まえ、平取ダムを建設して取水することは疑問。 ・日高町の実態から、ダムに依存せずに水道水を確保しているため、水道水目的でダム事業に参画する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・本検証の検討主体である北海道開発局は、平取ダムの利水参画者である日高町に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、北海道開発局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行いました。 ・日高町の水需給の状況によると、これまでは既存の水源を上回らない程度の給水量となっておりますが、計画している拡張が予定より遅れていることなどが原因とされており、必要量は、水道施設設計指針に沿って算定されていること、水道事業認可等の法的手続きを経ていること、事業再評価においても「継続」との評価を受けていることを確認しています。 ・上記の内容については、「第3回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4」に示しています。
利02	<p>発電について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムに発電設備の設置をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年8月洪水を踏まえ、「二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画」を平成19年に変更する際、参画している発電事業者において発電事業の見直しが行われ、平取ダムには発電事業者が参画しないことになりました。

表 6.2-10 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】		No. 10
意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利03	<p>魚道について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムに魚道を設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)6)環境への影響 (略)ハ)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・沙流川においては、平取ダムの建設により魚類の遡上、降下への影響が予測されるため、環境保全措置を講ずる必要があると考えており、当該内容を「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-2」に示しています。 ・なお、魚類の遡上、降下に関する環境保全措置は、魚道の設置を含めて検討を行っています。
利04	<p>水利権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設をしながらも水利権容認できるような法の運用を検討するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・新たな取水行為を行う場合は、既存の水利使用に影響を与えないように、ダム等の水資源開発施設を完成させるか、他の水利権を転用するなど、別途、水源を確保することが必要であると考えています。
利05	<p>取得済のダム使用権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日高町及び平取町はダム使用権を既に取得しているため、ダム案以外の案は、その補償額として両町が示した額を計上するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)ハ)その他費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか」と規定されています。 ・これに基づき国が事業を中止した場合、特定多目的ダム法に基づき利水者負担金の還付が必要であることを評価しています。 ・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-2」に示しています。

表 6.2-11 寄せられたご意見と検討主体の考え方

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利06	<p>平取ダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムが対策案として良いと思う。 ・治水対策としてダムを選定すれば、他の水源を検討する必要はない。 	<p>・今回の沙流川総合開発事業平取ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」とりまとめた「中間取りまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるところにも、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p>

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】 No. 11

表 6.2-12 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】		No. 12
章号 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
	【具体的な流水の正常な機能の維持対策案のご提案】	
	該当無し	
	【複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】	
流01	<p>「二風谷ダム再開発(掘削案)」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二風谷ダムの堆砂の排出については、下流への影響が大きいので、環境に配慮して早急の実施して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じて、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とす。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」「概略検討により利水対策案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」と規定されています。 ・これに基づき「二風谷ダムの堆砂の排出」については、「ダム再開発(掘削) (二風谷ダム)」として二風谷ダムの堆砂約910万m3を掘削して排出する対策案として立案しましたが、「ダム再開発(かさ上げ) (二風谷ダム)」と比較してコストが極めて高いことから、概略検討において棄却しています。 ・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダム関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-3」に示しています。
流02	<p>「地下水案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水案は、環境を無視しており、概略評価として棄却すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じて、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とす。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」「概略検討により利水対策案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)6)環境への影響」と規定されています。 ・これに基づき「地下水取水案」の環境への影響については、評価軸「環境への影響」において評価していません。 ・上記の内容については、「第4回沙流川総合開発事業平取ダム関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-3、資料5-3、参考資料6」に示しています。

表 6. 2-13 寄せられたご意見と検討主体の考え方

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流03	<p>流水の正常な機能の維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沙流川では河川生物が生存不可能な濁水はそのままに、季節変動を踏まえて生物は適応・進化している。ダムによる調節機能の割合は微々たるもので必要ない。 ・二風谷ダムと平取ダムの目的に流水の正常な機能の維持が入っていますが、実態を見ると必要ないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等のために河川の流水が本来有する機能のことを言います。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・沙流川水系河川整備計画では、流況、動植物の保護等を考慮して平取地点の「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね11m³/sと設定しています。なお、平取地点では当該流量を頻りに下回っており、流水の補給が必要な状況です。 ・上記の内容については、「第2回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 資料4」に示しています。
流04	<p>平取ダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取ダムによる対策案が完成までの費用が低いのでよい。 ・下流の漁業資源の保全のためには、ダム案しかないと思う。 ・ダムによる水流安定は不可欠な方策だと思う。 ・治水対策としてダムを選定すれば、他の水源を検討する必要はない。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の沙流川総合開発事業平取ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間取りまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、「ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、判断を待たずに検討を行っています。

パブリックコメント 意見募集期間【H23. 6. 10～H23. 7. 11】 No. 13

6.3 意見聴取

今後、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。